

平成25年度
事業報告書

自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日

財団法人 海技振興センター

目 次

	頁
I. 概況	
1. 事業等	1
2. 役員	1
3. 評議員	2
4. 委員会等委員	2
5. 事務局	4
6. 事業資金	4
7. 一般財団法人への移行認可申請の状況	
(1) 一般財団法人の定款について	4
(2) 一般財団法人移行認可申請について	4
(3) 貸金業登録申請について	5
II. 会議及びその主たる議事	5
III. 事業の概要	
1. 水先人の養成及び確保のための事業	7
(1) 水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会	7
(2) 水先人養成支援・内容の改善	9
(3) 新たな水先人養成制度の対応	11
(4) 支援事業の概要	11
2. 海技の振興に関する事業	16
(1) 船舶の運航及びきょう導に関する諸技術の改善・向上	
その他海技の振興に関する事業	16
(2) 船舶の運航及びきょう導に関する調査研究	17
(3) 委員会一覧	18
3. 水先業務用施設の整備その他水先業務の改善に関する事業	19
4. その他事業	19
IV. 許認可、登記、届出及び報告事項	20
附属明細書	
水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会	
(水先レビュー懇談会) 取りまとめ	21
平成25年度 IMO 資料翻訳データ	29
次世代の海技者に求められる技能及び資質の育成に関する調査研究	
最終報告書(概要)	30

平成26年度より、一般財団法人に移行するため、財団法人（特例民法法人）としての最終年度事業報告となる。

I. (財)海技振興センターの概況

1. (財)海技振興センターの事業等

(1) 事務所

東京都千代田区麴町四丁目5番地

(2) 目的

水先人の養成及び確保のための総合的な支援を行うとともに、船舶の運航及びきょう導に関する諸技術の改善進歩、これらに従事する者の資質の向上、その他海技の振興に関する事業を行い、もって船舶交通の安全確保、船舶の運航能率の増進及び海洋環境の保全に寄与することを目的とする。

(3) 事業

- ① 水先人の養成及び確保のための総合的な支援
- ② 水先人の養成の適確化及び円滑化に関する事業
- ③ 水先業務用施設の整備その他水先業務の改善に関する事業
- ④ 船舶の運航及びきょう導に関する諸技術の改善・向上その他海技の振興に関する事業
- ⑤ 船舶の運航及びきょう導に関する調査研究
- ⑥ 海上労働に関する労働科学的研究
- ⑦ 前2号の調査研究成果の公表、普及及び関係官庁、国際機関等に対する提言
- ⑧ 関係団体との連絡調整
- ⑨ その他本センターの目的を達成するために必要な事業

2. 平成26年3月31日現在の役員は次のとおりである。（敬称略）

会 長	官 原 耕 治	理 事	小 幡 政 人
理 事 長	磯 田 壯 一 郎	理 事	小 島 茂
常務理事	山 内 一 良	理 事	高 橋 静 夫
常務理事	古 田 幸 信	理 事	塚 原 政 和
理 事	赤 峯 浩 一	理 事	福 永 昭 一
理 事	井 上 欣 三	監 事	佐々木 二 郎
理 事	井 上 道 彦	監 事	田 根 一 美
理 事	小 野 芳 清	監 事	前 原 輝 幸

以上16名

(1) 平成25年6月30日退任役員（敬称略）

理事	小野嘉久	理事	村井五郎
理事	金澤龍夫	理事	森本靖之
理事	中本光夫	理事	石田廣義

(2) 平成25年7月1日新任役員（敬称略）

理事	井上道彦	理事	小島茂
理事	小野芳清	理事	福永昭一
理事	塚原政和	監事	佐々木二郎

(3) 平成25年10月24日退任理事（敬称略）

岩下光男（死亡）

(4) 平成25年12月9日新任理事（敬称略）

古田幸信

3. 平成26年3月31日現在の評議員は次のとおりである。（敬称略）

石橋武	大鹿仁史	加藤甫
久保山金雄	佐々木真己	柴田耕介
下野勝郎	鈴木修	中畑美男
中村哲朗	野尻豊	松村泰材
森谷進伍	吉澤伸幸	

以上14名

(1) 平成25年6月30日退任評議員（敬称略）

五十嵐誠

(2) 平成25年7月1日新任評議員（敬称略）

鈴木修

4. 委員会等委員

(1) 水先人養成に関する総合事業検討委員会（平成25年7月1日設置）

平成26年3月31日現在の委員は次のとおりである。（敬称略）

委員長	羽原敬二		
委員	赤峯浩一	大西正幸	岡野良成
	小野嘉久	小見山純郎	佐々木真己
	竹本孝弘	田中初穂	辻村公寛
	中條幸基	林祐司	根本正昭
	堀晶彦	三好伸夫	山崎正敏

以上16名

① 支援金に関する専門会議（敬称略）

座長 辻村 公寛
委員 岡野 良成 小見山 純郎 佐々木 真己
田中 初穂 以上5名

② 養成手当返還等審査会（敬称略）

座長 辻村 公寛
委員 岡野 良成 小見山 純郎 佐々木 真己
田中 初穂 松原 克美 以上6名

③ 選考に関する専門会議（敬称略）

座長 羽原 敬二
委員 山崎 正敏 中園 美義 上原 雅
岡野 良成 久古 弘幸 小島 茂
田中 初穂 大西 正幸 堀 晶彦
古田 幸信 日下部 敏 以上12名

(2) 水先人養成支援事業検討委員会（平成25年6月30日廃止）

平成25年6月30日現在の委員は次のとおりである。（敬称略）

委員長 加藤 俊平
委員長代理 井上 欣三
委員 植田 博 大西 正幸 小見山 純郎
関岡 卓史 竹本 孝弘 田中 初穂
山崎 正敏 中條 幸基 根本 正昭
林 祐司 樋本 洋己 松村 泰材
森谷 進伍 中泉 拓也 以上16名

① 小委員会（敬称略）

i 養成支援事業運営小委員会（委員数：6名）

委員長 加藤 俊平
委員 田中 初穂 中條 幸基 樋本 洋己
松村 泰材 井上 一規

ii 水先人養成支援対象者選考小委員会（委員数：6名）

委員長 加藤 俊平
委員 田中 初穂 井上 一規 大西 由希子
岡野 良成 森本 靖之

iii 教材等作成検討小委員会（委員数：9名）

委員長 加藤 俊平

委員 井上欣三 関岡卓史 山崎正敏
根本正昭 林祐司 岡崎忠胤
小野嘉久 堀晶彦

② 特別委員会（敬称略）

i 水先人養成支援特別委員会（委員数：7名）

委員長 加藤俊平
委員 井上欣三 関岡卓史 森谷進伍
中泉拓也 磯崎道利 小野嘉久

ii 三級水先人確保対策特別委員会（委員数：10名）

委員長 加藤俊平
委員 井上欣三 大西正幸 関岡卓史
山崎正敏 中條幸基 森谷進伍
中泉拓也 岡崎章夫 小田啓二

5. 事務局

事務局職員 12名

6. 事業資金

本センターの事業資金は、（公財）日本海事センターからの補助金及び基本財産等の果実による。

7. 一般財団法人への移行認可申請の状況について

(1) 一般財団法人の定款について

- ① 平成25年度第2回理事会・評議員会（平成25年9月11日）
 - ・一般財団法人海技振興センターの定款の変更案の承認
- ② 平成25年度第4回理事会（平成25年12月10日）・評議員会（平成25年12月9日）
 - ・一般財団法人海技振興センターの定款（案）の一部変更の承認

(2) 一般財団法人移行認可申請について

- ① 平成25年度第2回理事会・評議員会（平成25年9月11日）
 - ・一般財団法人移行認可申請について承認（公益目的支出計画等）

主な申請内容

- i 移行後の名称；一般財団法人 海技振興センター
（旧名称；財団法人 海技振興センター）
- ii 主たる事務所の所在地；東京都千代田区麴町四丁目5番地

- iii 公益目的支出計画の実施事業；「船員制度の調査研究等事業」
 - iv その他事業；「水先人養成支援事業」、「施設整備等事業」及び「不動産貸付事業」
 - v 公益目的財産額；5,221,187,988円
 - vi 公益目的支出計画；26,131,000円
 - vii 公益目的支出計画の実施期間；200年
- ② 一般財団法人移行認可申請（平成25年9月30日）
 - ・電子申請により申請（受理確認）
 - ③ 内閣府事務局との調整・整理 ・平成25年10月～
 - ④ 内閣府常勤委員会議 審査（了承） ・平成26年1月22日
 - ⑤ 公益認定等委員会 諮問・審査 ・平成26年1月31日
 - ⑥ 公益認定等委員会 答申 ・平成26年2月7日
 - ⑦ 一般財団法人への移行認可 ・平成26年3月20日
 - ⑧ 移行登記（一般財団法人へ移行） ・平成26年4月1日
- (3) 貸金業登録申請について
- ① 平成25年度第2回理事会・評議員会（平成25年9月11日）
 - ・貸金業登録申請について承認
 - ② 貸金業登録申請 ・平成25年11月13日
 - ③ 貸金業者の登録 ・平成26年3月20日

II. 会議及びその主たる議事

会議名（場所） 開催年月日 出席者	議事内容及び決議事項
第1回理事会（東京） 平成25年6月26日 12名	(1)平成24年度事業報告（案）及び平成24年度決算報告（案）について (2)評議員の選任について (3)会長、理事長及び常務理事の選任について (4)支援対象水先人養成施設の選定について (5)養成支援・養成内容等に関する総合的会議の設置について
第1回評議員会（東京） 平成25年6月26日 12名	(1)平成24年度事業報告（案）及び平成24年度決算報告（案）について (2)役員を選任について (3)養成支援・養成内容等に関する総合的会議の設置について

第2回理事会（東京） 平成25年9月11日 11名	(1)平成25年度事業計画の変更及び平成25年度予算の補正について (2)一般財団法人海技振興センター定款（案）について (3)一般財団法人への移行認可申請について (4)貸金業の登録について
第2回評議員会（東京） 平成25年9月11日 12名	(1)平成25年度事業計画の変更及び平成25年度予算の補正について (2)一般財団法人海技振興センター定款（案）について (3)一般財団法人への移行認可申請について (4)貸金業の登録について
第3回理事会（東京） 平成25年10月22日 10名	(1)公益財団法人日本海事センターに対する平成26年度補助金交付申請について
第3回評議員会（東京） 平成25年10月22日 12名	(1)公益財団法人日本海事センターに対する平成26年度補助金交付申請について
第4回評議員会（東京） 平成25年12月9日 11名	(1)理事の選任について (2)一般財団法人海技振興センター定款（案）の一部変更について (3)水先人養成支援規則及び水先人養成施設支援規則の一部変更について
第4回理事会（東京） 平成25年12月10日 12名	(1)常務理事の選任について (2)一般財団法人海技振興センター定款（案）の一部変更について (3)水先人養成支援規則及び水先人養成施設支援規則の一部変更について
第5回理事会（東京） 平成26年3月26日 12名	(1)平成26年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (2)一般財団法人海技振興センター規則類の制定及び改正について
第5回評議員会（東京） 平成26年3月26日 12名	(1)平成26年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (2)一般財団法人海技振興センター規則類の制定及び改正について

Ⅲ. 事業の概要

1. 水先人の養成及び確保のための事業

(1) 水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会

平成24年9月に水先に関して知見を有する有識者・各関係者による懇談会が設けられ、水先人養成制度についての改善に向けて、専門的で実地的な検討を引き続き行い、平成25年6月に検討結果が取りまとめられた。

① 水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会委員

平成25年6月10日現在の委員は次のとおりである。(敬称略)

<学識経験者委員>

加藤俊平 中泉拓也 井上欣三 森谷進伍

<水先人関係者委員>

中條幸基 山崎正敏 石橋武 小久保又五郎

竹口信和 甲谷保行 宮本主司

<船社関係者委員>

赤峯浩一 平塚惣一 佐々木真己 田中初穂

<養成施設関係者委員>

岩坂直人 竹本孝弘 小田啓二 林祐司

大西正幸 堀晶彦

<組合関係者委員>

池谷義之

② 水先人養成内容等の専門的検討のためのWG委員

平成25年4月23日現在の委員は次のとおりである。(敬称略)

<水先人関係者委員>

中條幸基 山崎正敏 小見山純郎 塚脇義明

<船社関係者委員>

樋本洋己 根本正昭 植田博

<養成施設関係者委員>

竹本孝弘 林祐司 堀晶彦

③水先レビュー懇談会等の開催状況

i 水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会

開催回数 開催日	審議事項等
第7回 平成25年4月3日	1. 養成内容等の改善・強化のあり方 (1) 第四回水先人養成内容等検討WGの報告 (2) 水先人(新規)養成内容等 (3) 新たな内容による養成・試験スケジュール (4) 養成の評価・改善等 (5) 養成支援の改善 2. その他の課題 (1) 水先人確保等のための提供情報 (2) 選考の改善 (3) 更新講習の改善
第8回 平成25年4月26日	1. 進級時及び複数免許取得時の養成内容について 2. 養成施設の集約化について 3. 新人研修の改善について 4. 募集活動等の状況について(報告)
第9回 平成25年5月21日	1. 懇談会の取りまとめについて
第10回 平成25年6月10日	1. 懇談会の取りまとめについて

ii 水先人養成内容等の専門的検討のためのWG

開催回数 開催日	審議事項等
第5回 平成25年4月23日	1. 進級時及び複数免許取得時の養成内容について 2. 養成施設の集約化について 3. 新人研修の改善について 4. 募集活動等の状況について(報告)

iii 支援対象水先人養成施設の選定特別委員会

開催回数 開催日	審議事項等
第1回 平成25年5月21日	1. 支援対象水先人養成施設の選定特別委員会について 2. 支援対象水先人養成施設の選定の進め方
第2回 平成25年6月10日	1. 水先人養成支援先の選定確認シート(回答) 2. 各委員からの質問に対する各校の回答 3. 水先側の評価の案

(2) 水先人養成支援・内容の改善

水先人養成支援・養成内容等に関する総合的会議の設置

水先人養成についての大幅な改善を図るとともに、水先人養成支援関係の会議を廃止し、新たに養成支援・養成内容等に関する総合的会議を設けることとなり、「水先人養成支援事業検討委員会」を廃止し、新たに「水先人養成に関する総合事業検討委員会」が設置され、具体的な改善について検討を行った。

① 水先人養成に関する総合事業検討委員会等の開催状況

平成25年度の水先人養成に関する総合事業検討委員会等の開催状況は次のとおりである。

i 水先人養成に関する総合事業検討委員会（平成25年7月1日設置）

開催回数 開催日	審議事項等
第1回 平成25年7月1日	1. 本委員会の運営等について 2. 専門会議の設置について 3. 募集の開始等について 4. 新養成具体化の進め方について 5. マルチキュービクルシミュレータについて
第2回 平成25年9月19日	1. マルチキュービクルシミュレータの導入について 2. 各水先区のシミュレータ訓練（個別）について 3. 支援金に関する専門会議について 4. 選考体制等について 5. 新養成に向けた作業体制について 6. 募集開始の報告について
第3回 平成25年11月1日	1. 前回の議論の整理 2. 第一回 支援金に関する専門会議の検討状況について 3. 第一回 選考に関する専門会議の検討状況について 4. 水先人講師の体制について
第4回 平成25年12月13日	1. 前回の議論の整理（費用試算・シミュレータ装置） 2. 水先人養成支援に関する各規則・要領等の改正について 3. 新養成課程用の教材・カリキュラム等の準備状況について 4. 第二回支援金に関する専門会議の検討状況について 5. 第二回選考に関する専門会議の検討状況について 6. 各水先人会に設置する操船シミュレータについて
第5回 平成26年1月28日	1. 第四回選考に関する専門会議の検討状況について 2. 第一回養成手当返還等審査会の検討状況について 3. 新養成課程開講の準備状況について

	<ul style="list-style-type: none"> 4. 東京海洋大学・神戸大学の操船シミュレータについて 5. 水先現場見学会の実施について
<p style="text-align: center;">第6回 平成26年3月20日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 第五回選考に関する専門会議の検討について 2. 養成支援対象者の現況について 3. 次期の選考スケジュールについて 4. 東京海洋大学・神戸大学の操船シミュレータについて 5. 新水先人養成課程の実施状況等について 6. 水先現場見学会及び今後の周知活動の実施について

ii 支援金に関する専門会議

開催回数 開催日	審議事項等
<p style="text-align: center;">第1回 平成25年10月7日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 養成支援手当の返還について
<p style="text-align: center;">第2回 平成25年11月27日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水先修業支援規則等の改正について 2. 養成手当返還に関する合議体の設置および有識者(会計・経理の専門家) 一名の追加について

iii 養成手当返還等審査会

開催回数 開催日	審議事項等
<p style="text-align: center;">第1回 平成26年1月20日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 養成手当返還に関する個別事情の審査について

iv 選考に関する専門会議

開催回数 開催日	審議事項等
<p style="text-align: center;">第1回 平成25年10月29日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水先人養成支援対象者の選考方法について 2. 二級水先人養成支援対象者の選考作業スケジュールについて
<p style="text-align: center;">第2回 平成25年11月18日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水先人養成支援対象者の選考方法について 2. 全級水先人養成支援対象者の選考作業スケジュール(追加募集も含む)について 3. 二級水先人養成支援対象者の追加募集について
<p style="text-align: center;">第3回 平成25年12月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成25年度二級水先人養成支援対象者(新規募集)の合格者選考について
<p style="text-align: center;">第4回 平成26年1月22日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水先人養成支援対象者の選考方法・基準について 2. 水先人養成支援対象者の追加募集のあり方について 3. 水先人養成支援対象者の募集案内の改訂について

	4. 平成 26 年度一級水先人養成支援対象者応募結果について
第 5 回 平成 26 年 2 月 12 日	1. 平成 26 年度一級水先人養成支援対象者の合格者選考について

(3) 新たな水先人養成制度の対応

「水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会」において取りまとめを踏まえ、新たな水先人養成制度のための対応を行った。

① 二級水先人の養成の開始

二級水先人養成を平成 26 年 2 月から開始した。

二級水先人養成支援対象者募集定員 5 名に対する応募者は 4 名となり、選考の結果、三水先区 3 名の水先養成支援対象者を決定した。

② 選考のあり方の改善

i 選考方法

面接試験基準の一層の客観化を図るため、新たに外部人事コンサルタントの活用、新たな適性検査の導入、面接を行う面接員に研修を実施した。

ii 選考（面接）体制

水先区の水先人が水先区志望者の面接員として参画することとなった。

③ 水先人養成の実施体制の改善

i マルチ・キュービクル方式の操船シミュレータ装置の導入

操船シミュレータ訓練における航行業務能力の修得を充実させるため、他船の動きが予想できないようなリアルな航行環境の下での訓練となるよう、各修業生により複数シミュレータ装置によって同一海域で同時に操船するマルチ・キュービクル方式の操船シミュレータ装置を導入した。

ii 養成施設の集約化

養成施設の集約化を図るため、支援対象の養成施設については、一つに絞り込むこととなり、支援対象水先人養成施設の選定特別委員会を設置して養成支援の対象とする水先人養成施設に対するアンケート等を検討した結果、支援対象水先人養成施設は独立行政法人海技教育機構海技大学校に集約された。

iii 海技大学校に水先教育センターの設置

実質に自治的な運営が出来るよう「養成施設内水先人養成組織」として、平成 25 年 12 月に海技大学校内に水先人及び元水先人による「水先教育センター」が設置された。

(4) 支援事業の概要

水先人の確保に資するため、水先人養成が適確かつ効率的に実施されるよう、水先レビュー懇談会及びこれまでの事業実績を踏まえながら支援業務を行った。事業の概要は以下のとおり。

① 一級水先修業生（7期）・三級水先修業生（3期）水先人試験の結果

i 一級水先修業生（平成25年4月入学～平成25年12月修了）

登録養成施設	水先区	修了者	合格者	第1回	
				筆記不合格者	口述不合格者
東京海洋大学	苫小牧	2名	2名		
	函館	1名	1名		
	仙台湾	1名	1名		
	東京湾	4名	3名	1名	
神戸大学	伊勢三河湾	3名	2名	1名	
	大阪湾	5名	5名		
海技大学校	内海	5名	3名	1名	1名
	関門	3名	3名		
	鹿児島	1名	1名		
合計		25名	21名	3名	1名

※3名は筆記試験、1名は口述試験を第2回に受験予定

水先人試験実施日（筆記試験）

第1回：平成26年1月21日

第2回：平成26年6月予定

第3回：平成26年7月予定

ii 三級水先修業生（平成22年10月入学～平成25年3月修了）

登録養成施設	水先区	修了者	合格者	第1回	第2回
				合格者	合格者
東京海洋大学	東京湾	4名	4名	4名	
神戸大学	伊勢三河湾	1名	1名	0	1名
海技大学校	伊勢三河湾	2名	2名	2名	
	大阪湾	1名	1名	1名	
	内海	5名	5名	5名	
	関門	1名	1名	1名	
合計		14名	14名	13名	1名

水先人試験実施日（筆記試験）

第1回：平成25年5月8日

第2回：平成25年9月5日

② 水先人養成支援対象者に対する支援

水先人養成支援対象者が登録水先人養成施設において適確に養成を受けることができるよう、同支援対象者60名（一級水先修業生25名、三級水先修業生35名<四期生20名、五期生10名、六期生5名>）に対し養成手当を支給するとともに、必要な教材（海図、海事英語教材及びその他の書籍）及び被服（救命胴衣等）の無償貸与並びに水先区における現場訓練や商船等の乗船訓練の実施に伴い発生する旅費及び宿泊費等の実費を支援した。また、引き続き、修業期間中の傷害保険を付保するとともに、乗下船時の安全手引を配布した。

③ 登録水先人養成施設等に対する支援

登録水先人養成施設3校（東京海洋大学、神戸大学及び海技大学校）に対し、操船シミュレータ装置及び同装置用ソフトウェアを無償で貸与した。

また、同施設における水先人等の講師、操船シミュレータのインストラクター及びオペレーターの費用負担についても、引き続き支援を行うとともに、同施設3校において、特に三級水先修業生の訓練の均質化や評価基準の統一化を図る観点からインストラクター研修及び意見交換会等を開催した。

さらに、乗船訓練や水先区における現場訓練の円滑な実施への協力等必要な支援を行った。

④ 平成26年度水先人養成支援対象者選考結果（H25.4～H26.3実施分）

i 平成26年度一級水先人養成支援対象者（新制度：登録養成施設 海技大学校）

（平成26年1月26日総合適性試験、2月5日6日面接試験・14日発表）

	水先区	募集定員	応募者	合格者
一級水先人 19水先区	釧路	1名程度	—	—
	室蘭	1名程度	—	—
	八戸	1名程度	1名	1名
	仙台湾	1名程度	1名	1名
	秋田船川	2名程度	—	—
	小名浜	1名程度	—	—
	鹿島	1名程度	1名	1名
	東京湾	8名程度	7名	7名
	新潟	1名程度	2名	1名
	七尾	1名程度	—	—
	伊勢三河湾	4名程度	3名	3名
	尾鷲	1名程度	—	—
	和歌山下津	1名程度	1名	1名
	大阪湾	5名程度	6名	5名
	内海	8名程度	3名	※4名
	関門	3名程度	1名	1名
博多	1名程度	1名	1名	

	細島 那覇	1名程度 1名程度	— —	— —
合 計		43名程度	27名	26名

※内海合格者4名のうち1名は第2希望により合格

ii 平成25年度二級水先人養成支援対象者（新制度：登録養成施設 海技大学校）
（平成25年11月24日総合適性試験、12月4日面接試験・13日発表）

	水先区	募集定員	応募者	合格者
二級水先人 5水先区	東京湾	1名	1名	1名
	伊勢三河湾	1名	3名	1名
	大阪湾	1名	—	1名
	内海	1名	—	—
	関門	1名	—	—
合 計		5名	4名	3名

iii 平成26年度三級（新規）水先人養成支援対象者（新制度：登録養成施設 海技大学校）
（平成25年5月14日総合適性試験、5月17日面接試験・28日発表）

	水先区	募集定員	応募者	合格者
三級級水先人 4水先区	東京湾	10名	3名	0名
	伊勢三河湾		2名	2名
	大阪湾		2名	2名
	内海		1名	1名
合 計		10名	8名	5名

iv 平成26年度三級（新規追加）水先人養成支援対象者
（新制度：登録養成施設 海技大学校）

	水先区	募集定員	応募者	合格者
三級級水先人 3水先区	東京湾	3名	2名	
	伊勢三河湾	1名	1名	
	内海	1名	2名	
合 計		5名	5名	

※ 募集中 〆 切日：平成26年5月16日

- v 平成 27 年度三級(新規)水先人養成支援対象者(新制度:登録養成施設 海技大学校)
(平成 26 年 4 月 6 日総合適性試験、4 月 16 日または 17 日面接試験・25 日発表)

	水先区	募集定員	応募者※	合格者
三級級水先人 4 水先区	東京湾	4 名	5 名	
	伊勢三河湾	2 名	2 名	
	大阪湾	2 名	3 名	
	内海	2 名	3 名	
合 計		10 名	11 名	

※ 〆切日:平成 26 年 3 月 28 日

⑤ 水先人養成制度等に関する周知活動

新たな水先人養成制度により必要な水先人の確保が図られるよう、パンフレットの作成・配布、ホームページの充実等を通じ、引き続き、水先制度、水先人養成支援制度等の周知活動を実施した。

⑥ 水先人養成支援事業検討委員会等の開催状況

i 水先人養成支援対象者選考小委員会

開催回数 開催日	審議事項等
第 1 回 5 月 10 日(金)	1. 平成 26 年度三級水先人養成支援対象者(第 7 期生)選考方法について
第 2 回 5 月 22 日(水) (面接委員会と合同)	1. 平成 26 年度 三級水先人養成支援対象者(七期生)の選考結果について 2. 二級水先人養成支援対象者(一期生)の周知募集活動の開始について

ii 水先人養成支援対象者選考試験に係る面接委員会

開催回数 開催日	審議事項等
第 1 回 5 月 16 日(木)	1. 平成 26 年度三級水先人養成支援対象者(七期生)選考要領について
第 2 回 5 月 22 日(水) (選考小委員会と合同)	1. 平成 26 年度 三級水先人養成支援対象者(七期生)の選考結果について 2. 二級水先人養成支援対象者(一期生)の周知募集活動の開始について

2. 海技の振興に関する事業

(1) 船舶の運航及びきょう導に関する諸技術の改善・向上その他海技の振興に関する事業

① STW調査検討に関する専門委員会の開催及びIMO海上安全委員会等諸会議への出席等

IMO-STCW 条約に関する諸問題について、我が国の対処方針の検討・作成に資するため、下記のとおり「STW 調査検討に関する専門委員会」を2回開催するとともに、IMO の第9 2回海上安全委員会、第4 4回 STW 小委員会及び第1 回 HTW 小委員会に技術・研究部長が出席した。

<専門委員会>

- ・第1 回 STW 調査検討専門委員会（平成2 5年4月1 9日）

平成2 5年4月1 9日現在の委員は次のとおりである。（敬称略）

委員長	矢吹 英雄				
委員	竹本 孝弘	御姓 久夫	立川 博行	北里 英昭	
	宮寺 重男	本望 隆司	齊藤 廣志	藤岡 宗一	
	遠藤 雄三	瀧 真輝	引間 俊雄	阪根 靖彦	

- ・第2 回 STW 調査検討専門委員会（平成2 6年1月2 3日）

平成2 6年1月2 3日現在の委員は次のとおりである。（敬称略）

委員長	竹本 孝弘				
委員	御姓 久夫	立川 博行	北里 英昭	高瀬 敏一	
	本望 隆司	齊藤 廣志	藤岡 宗一	遠藤 雄三	
	瀧 真輝	引間 俊雄	阪根 靖彦	中澤 武	

<IMO 諸会議等>

- ・第9 2回海上安全委員会（平成2 5年6月1 2日～6月2 1日 於ロンドン）
- ・第4 4回 STW 小委員会（平成2 5年4月2 9日～5月3日 於ロンドン）
- ・第1 回 HTW 小委員会（平成2 6年2月1 7日～2月2 1日 於ロンドン）

② IMO モデルコースの翻訳及びその電子データ等のホームページへの掲示

第4 4回 STW 小委員会で審議され、第9 2回海上安全委員会で承認されたモデルコースを含む次のモデルコースの翻訳を実施してその電子データをホームページに掲示した。

- ・モデルコース 1.39 リーダーシップ及びチームワーク
- ・モデルコース 2.03 上級消火訓練コース大要（後半）
- ・モデルコース 7.01 船長・一等航海士（一部）
- ・モデルコース 7.02 機関長及び一等機関士

- ・モデルコース 7.03 航海当直を担当する職員
- ・モデルコース 7.04 機関当直を担当する職員

また、IMO 第 44 回訓練当直基準小委員会報告書を仮訳して、ホームページに掲載した。

(2) 船舶の運航及びきょう導に関する調査研究

- ① 次世代の海技者に求められる技能及び資質の育成に関する調査専門委員会等
STCW 条約の改正や船員教育訓練体制を取り巻く環境変化のもとで、海技者に求められている実践力やマネジメント能力などを育成する教育・訓練システムとその運用について提案するため、海事産業の会社 24 社および教育機関 7 機関の現状を調査し、専門家による情報交換を行い、海事産業界及び海技教育界の海技教育の取り組みについての提案を取りまとめた。

<専門委員会>

- ・第 1 回専門委員会（平成 25 年 5 月 13 日）
- ・第 2 回専門委員会（平成 25 年 12 月 18 日）
- ・第 3 回専門委員会（平成 26 年 3 月 19 日）

平成 26 年 3 月 31 日現在の委員は次のとおりである。（敬称略）

委員長 藤野正隆

委員 山本 勝 山崎祐介 今田幸子 宮寺重男 稲石正明 古莊雅生
石田邦光 山口祐二 中澤 武 石渡勝三 北里英昭 佐藤 晃
遠藤雄三 藤岡宗一 木村信孝 国枝佳明 引間俊雄 井上登志仁
藏本由紀夫

<作業部会>

- ・調査打ち合わせ会議（平成 25 年 7 月 5 日）
- ・調査報告会（平成 25 年 11 月 29 日）

② 海上の安全に係る人的要因等に関する専門委員会等

海上安全に係る人的要因について、海技者のマネジメント能力の強化が求められ、コミュニケーション、リーダーシップ、チームワークに関する教育が必要になっていることから、これまで蓄積した調査結果に加え新たな情報を収集した。

③ 海技ネットワークの運営

船舶交通の安全確保及び船舶の運航能率の向上に資するために、これまでの調査研究事業の成果物を公に提供する海技のホームページを充実した。

④ 国際船員社会への海技知見の提供

船員の資質の向上に寄与し、船舶交通の安全運航及び地球環境の保護に貢献

するため、「来島海峡 安全通峡ガイドンス」を作成した。

(3) 委員会一覧

委員会名	開催日	審議事項等
第1回 STW調査検討専門委員会	平成25年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・STW44への対応について ・起草部会(DG)及び作業部会(WG)への対応分担について
第2回 STW調査検討専門委員会	平成26年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第92回海上安全委員会(MSC92)の報告(船員関係) ・第1回HTW小委員会(人的因子訓練当直小委員会)への対応について ・起草部会(DG)及び作業部会(WG)への対応分担について ・平成26年度のHTW調査検討専門委員会(仮称)の開催予定について
第92回 海上安全委員会	平成25年6月12日～ 平成25年6月21日	ロンドン IMOビル
第44回 STW小委員会	平成25年4月29日～ 平成25年5月3日	ロンドン IMOビル
第1回 HTW小委員会	平成26年2月17日～ 平成26年2月21日	ロンドン IMOビル
第1回 次世代の海技者に求められる技能及び資質の育成に関する調査専門委員会	平成25年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度総括 ・平成25年度事業計画について ・海技者の就労実態について
第2回 次世代の海技者に求められる技能及び資質の育成に	平成25年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の経過と調査概要の報告 ・報告書とりまとめ計画 ・海洋事業のプレゼンテーション

関する調査専門委員会		・ 港運業のプレゼンテーション
第3回 次世代の海技者に求められる技能及び資質の育成に関する調査専門委員会	平成26年3月19日	・ 造船業のプレゼンテーション ・ 船級業のプレゼンテーション ・ 調査分析結果 ・ 報告書について
25年度 次世代の海技者に求められる技能及び資質の育成に関する調査専門委員会調査打合わせ会議	平成25年7月5日	・ 調査内容 ・ 調査の進め方 ・ データ分析
25年度 次世代の海技者に求められる技能及び資質の育成に関する調査専門委員会調査報告会	平成25年11月29日	・ 調査経過報告 ・ 報告書草案について

3. 水先業務用施設の整備その他水先業務の改善に関する事業

- (1) 一般財団法人移行することに伴い、貸金業法が適用されることとなるため、貸金業の登録を行った。
- (2) 水先業務の開始に際して必要となる開業資金を用意することが困難な三級水先人に対する資金については、下記のとおり貸付を行った。

・ 東京湾水先区水先人会	3名	1,300万円
・ 伊勢三河湾水先区水先人会	1名	500万円
・ 大阪湾水先区水先人会	1名	500万円
・ 内海水先区水先人会	2名	1,000万円
合計	7名	3,300万円
- (3) 貸付金の償還及び利息の受領等の業務を行った。
- (4) 水先業務用施設（事務所、水先艇、レーダー、通信設備、その他水先業務に必要な施設等）整備に係る資金については、該当貸付は無かった。

4. その他事業

当センターが区分所有する海事センタービルの6階の一部について、貸付その他適正な管理に努めた。

IV. 許認可、登記、届出及び報告事項

1. 許認可事項

一般財団法人移行認可申請 [平成25年9月30日・電子申請により申請]

2. 登記事項

理事変更登記 [平成25年 7月12日]

理事の住所更正 [平成25年10月24日]

理事死亡届 [平成25年11月5日]

貸金業登録申請 [平成25年11月13日 (東京都)]

理事就任登記 [平成24年12月10日]

3. 国土交通大臣に対する届出事項

(1) 平成25年度事業計画及び収支予算の届出

[海総第 6号 平成25年 4月12日]

(2) 役員を選任の届出

[海総第27号 平成25年 7月26日]

(3) 役員の変更の届出

[海総第62号 平成25年12月26日]

4. 国土交通大臣に対する報告事項

平成24年度事業報告及び決算報告 [海総第28号 平成25年 7月26日]

附 属 明 細 書

水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会（水先レビュー懇談会）

取りまとめ（平成25年6月10日）

検討の経緯

平成19年4月施行の改正水先法においては、等級別免許制や養成制度の新設等、水先制度の抜本的改正が行われた。

この間、水先人の養成が開始され、新制度下での水先人が誕生しているが、例えば養成については、その内容や方法等の改善が必要との指摘がなされ、また、水先人志望者自体も年々減少している等、様々な問題が生じており、こうした問題への対応が必要となっている。

改正水先法においても施行後7年以内（平成25年度以内）に、その施行状況の検討が求められ、国においては各関係者・有識者等に対しヒアリング等を通じて意見等を集約した。

その意見等の内容をみると、養成及び養成に関連する専門的かつ運用面に関わる事項が大半であった。このため、水先人養成支援事業の実施等を通じ養成関係の調整機能も果たす本(財)海技振興センターに、水先に関して知見を有する有識者・各関係者で構成する本懇談会を平成24年9月に設置してそうした意見等に対応するための検討を行い、今般、その結果を取りまとめたものである。

取りまとめ

1. 募集・選考等関係

水先人志望者が年々減少する一方、今後10年間程度は大量の水先人の廃業が見込まれ、このままでは水先業務実施体制の維持が困難となり、船舶交通の安全確保やわが国港湾機能の維持にも支障が生じかねないことになる。

このため、高質な水先人について必要な規模を安定的に確保するために必要な方策を講じることとする。

(1) 養成規模のあり方

○ 本懇談会では、船主側の協力を得て、一級水先人の供給源となる外航船長等の入

数を調査したが、当面の水先人廃業数を充足する規模にはないため、引き続き三級水先人の養成を行うとともに、二級水先人の養成も早期に開始することが適当である。

- こうした中、養成規模は、今後の中長期的な水先人の供給見通しや、水先人会がきめ細やかな指導を行うための体制上の制約があること等を踏まえ、当面五年間程度、二級水先人は毎年5人、三級水先人は毎年10人とすることが適当である。
- なお、養成規模については、需給状況等を踏まえつつ、関係者協力の下、基本的に五年ごと（急激な変動時は弾力的）に検討することが適当である。

(2) 募集のあり方

① 募集活動等

- 水先人不足が明らかな中で、何より高質な志望者を十分に確保する必要があるが、そのためには、継続的で多様な募集活動等を進めることが適当である。
- 具体的には、水先人と連携の上で、(財)海技振興センター（以下、単に「センター」という。）が中心となり、ホームページの拡充・高度化やパンフレットの充実等により幅広い情報発信を行うとともに、各地での説明会開催や水先区での見学会の実施など直接的な募集活動等を進めることが適当である。
- なお、こうした取り組みについては、積極的に三級水先人等の協力を得て、志望者のニーズ等に応えることも求められる。
- また、センターにおいては、志望者等に対する常設の相談窓口機能を発揮することも求められる。

② 提供すべき情報

- 高質な志望者を十分に確保するためには、志望者が求める情報について、志望者が容易に入手しやすい環境を整えるとともに、わかりやすい内容の情報を提供することが適当である。
- 具体的には、センターと日本水先人会連合会（以下、「連合会」という。）が連携し、志望者が求める情報として把握した内容を踏まえ、水先人の具体の業務内容、養成の具体の内容・進め方、処遇（収入・稼働時間・休日・福利厚生等）、将来ビジョン・キャリアパスの見通し、先輩の体験談やメッセージ等の情報について、募集活動等を通じて提供することが適当である。
- なお、情報については、水先人に求められる資質や社会的な意義・使命、やりがい等のポジティブ情報を提供するとともに、志望者に過度な期待のみを抱かせないように、個人が責任を負う厳しい業務であることや高度な技術の体得には長期間の鍛錬が必要である等のネガティブ情報を提供することが求められる。

(3)選考のあり方

① 募集要件

- 現募集要件では TOEIC スコア 450 点以上を求めているが、水先業務の遂行には英会話が不可欠である上、努力を促し資質の高い志望者を確保するため、全級共通して「TOEIC スコア 500 点程度」を要件とすることが適当である。
- なお、その実施時期については、応募者への十分な周知・準備期間に配慮するため、一級・三級は八期生から、二級は一期生からとすることが適当である。

② 選考方法

- 志望者（養成支援対象者）の選考については、水先人に必要となる資質等について、客観的で公平中立的に評価することが求められるため、選考に当たっては、新たに外部の人事コンサルタントを活用することが適当である。
- 選考試験の一つとして、これまで実施してきた適性・能力検査については、志望者がその対策を講じている等の問題もあるため、新たな適性・能力検査を導入することが適当である。
- また、面接を行う面接員に対して研修を実施すること、面接基準の一層の客観化等の措置を講じることが適当である。
- その他、外部の人事コンサルの提案等も参考にしつつ、選考方法の改善を進めることが適当である。

③ 選考（面接）体制

- 面接の実施に当たっては、水先人が責任をもって実務修習等を実施できるよう、志望者の第一希望水先区の水先人が、全ての級の志望者に対する面接員として追加して参画することが適当である。
- また、後述する商船乗船訓練が対象となる志望者については、当該船舶を提供する船社側が希望する場合には当該志望者に係る面接の場への参加を認めることが適当である。

2. 養成関係

これまで実施してきた養成については、その内容を含め様々な問題提起がなされ、特に航海士等の経験が少ない三級水先人志望者については、養成修了後も各水先人会において長期の研修が必要である等、即戦力としては不十分な状況にあるとされている。

このため、水先業界が求める資質を有する人材を早期に供給するために養成において十分な知識・技能等を習得できるよう、必要な方策を講じることとする。

(1) 養成内容のあり方

水先人養成のあるべき内容等の検討については、本懇談会において実施した海外調査結果等も踏まえつつ、今般、その必要な知識・技能等を唯一知り得る水先人が主体となってシラバスの作成等を含む作業が進められ、その内容について本懇談会の合意がなされたところである。

その主な変更点・考え方等は、次の①から④のとおりである。

今後、養成施設は、これらの内容について、座学、操船シミュレータ訓練、水先実務修習などを全体としてオーガナイズしつつ、養成を実施することが適当である。

① 座学

座学については、新規・進級・複数の養成を含めて各級ともに、高度専門職業人としての教育に相応しいものに改めるため、水先業務を実施する上で必要となる知識等の習得に重きを置き、実務・実践的な内容に大幅な変更を行う。

② 商船乗船訓練

○ 新卒者等については、航海経験が少ないために特に航行業務をする上で必要となる「船員の常務」の体得が不十分であり、養成をする上で多大な時間と労力が必要となっている。

このため、航海士経験が1年未満の者に対し、船社の協力を得て、外航商船に航海士等として1年以上乗船（暦年2年間内に乗船）させることにより、養成の効率化・安全の一層の向上を図ることとする。

○ その仕組みは、いわゆる SECOJ スキームと同様とし、センターが修業生を期間雇用して船社に在籍出向する方式とする。

○ 乗船中の訓練は、船社の新人航海士と同内容のものを想定して船社・船長に委ねる一方、修業生としての訓練でもあるため、過重負担にならない範囲で、必要な目標・課題等を提示の上でレポート提出等を求めるとともに、二級海技士（航海）資格の取得を促進すること、下船中に所要の訓練等を受けることを求めることとする。

③ 操船シミュレータ訓練

○ 操船シミュレータ訓練は、離着岸用としては一定の評価があるが、航行業務用には不十分との指摘がある。

このため、他船の動きが予期できないようなリアルな航行環境の下での訓練となるよう、各修業生により複数シミュレータ装置によって同一海域で同時に操船するマルチ・キュービクルタイプのシミュレータ方式の訓練を導入する。

- また、シミュレータソフトの不断の改善を図ること等により、質の高い効果的な訓練を目指すこととする。

④ その他の養成内容

- タグ乗船訓練については、その内容を充実させることに加え、三級新規については、対象者が海事経験等に乏しいため、ポータルラジオその他の関連産業における実習等も新たに実施する。
また、一級・二級の新規、全ての級の複数についてもタグの取扱い等に地域性があること等を踏まえ、タグ乗船訓練を新たに実施する。
- 水先実務修習については、各水先区において、実務修習における航行環境を再現した操船シミュレータ訓練も実施すること等により、一層の訓練効果を高めることとする。
- 養成中は修業生に対し逐次の評価を行い、問題がある場合（素行や能力を含む）には適切に指導を行うとともに、改善が見られない場合には、退学を促すこととする。

(2) 養成期間・開始時期のあり方

② 養成期間

前記のように、航海経験が少ない者に対しては、商船乗船訓練を導入するほか、実務訓練を重視するとの方針の下、養成期間は、総じて座学を短縮する方向とし、次表のとおりとすることが適当である。

区分	新規			進級		複数		
	一級	二級	三級	一級	二級	一級	二級	三級
商船乗船訓練	—	—	24月	—	—	—	—	—
座学	3月	5月	6月	0.5月	1月	1月	1月	1月
操船シミュレータ訓練	1.5月	3月	5月	0.5月	1.5月	0.5月	1.5月	2.5月
タグ等訓練	0.3月	0.3月	1月	—	—	0.2月	0.2月	0.2月
水先実務修習	3.7月	6.7月	9月	1.5月	2.5月	1.8月	3.8月	4.8月
計	8.5月	15月	45月	2.5月	5月	3.5月	6.5月	8.5月

② 養成開始時期

- 新たな養成の開始時期については、可能な限り早期に実施する方針の下、次のとおりとすることが適当である。

・ 一級の新規 平成 26 年 4 月

・二級の新規 平成 26 年 2 月

・三級の新規 平成 26 年 10 月

- 進級、複数については、その対象が既に水先人である者のみであるが、可能な限り早期に開始することが適当である。

(3)養成の実施体制のあり方

① 講師の体制

- 新たな内容による養成の講師については、その内容がより実務的なものに変更するため、水先人が大半を担うことが適当である。
- また、関連する実務的内容等の講義等については、各実務者等の外部講師を活用することが適当である。

② 養成施設の集約

- 水先人講師の物理的対応体制の問題、養成を効率的に実施する必要性、水先技術に係る知見の集約・標準化等の観点から、支援対象の養成施設については、一つに絞り込むことが適当である。

③ 養成施設の実施体制

- 水先人養成の実施に関しては、実質的に自治的な運営ができるよう、養成施設内に「水先人養成組織」を設けることが適当である。
- その組織においては、実質的長として「水先人管理者」を常置するとともに、養成実施に係る運営会議や内部評価会議等の設置をすることが適当である。

(4)養成の評価・改善、支援のあり方

① 評価・改善体制

- 内部評価機能として、水先人養成組織内の評価会議で自己点検・評価を行い、自律的な改善ができるようにすることが適当である。
- 外部評価機能として、センターに各関係者や多様な分野の有識者等で構成する会議を設け、養成施設との支援契約により、養成状況の報告等を受け、それにより外部評価を行い、必要な改善を要請する仕組みが適当である。
- なお、国においては、法令・通達に基づき、養成施設に対する指導等を適時適切に行うことが求められる。

② 養成支援

- 養成支援は、商船乗船訓練の下船期間中を含め月額 25 万円とする等、その規模

や範囲は従前どおりとすることが適当である（但し、乗船中は給与として月額約40万円）。

- 一方、その返還については、多額の返還義務をおそれ、意に反して訓練を継続する事例等も見られることから、自己都合でも妥当な理由がある場合は、センターに置く合議体の決議を経て免除等を行うことが適当である。

③ センター会議の再構築

センターに設置する会議については、その運営等の改善が求められている上、各会議間の関係整理が曖昧であるものや、活動が休止しているものがある。

こうした中で、今後は、選考関係の見直し、養成の外部評価、支援金返還ルールの変更等により、センター会議の役割の変化も求められる。

このため、今般のレビューを機に、これまでの委員会を廃止し、養成支援・養成内容等に関する総合的会議を設ける等、センター会議を再構築することが適当である。

3. その他

(1) 水先人試験の実施時期等

- 水先人試験については、受験者や水先人の負担軽減のため、水先実務修習開始時期や水先人会入会時期の統一化等が強く求められており、次のようにすることが適当である。
 - ・ 筆記と口述の実施時期を分離する（但し、海図描画が口述と同時）。
 - ・ 筆記は追試を含め水先実務修習の開始前に、口述は追試を含め養成修了前にそれぞれ実施する。
 - ・ 追試は、過去に追々試合格者が無いこと等も踏まえつつ、入会時期等の統一化を図るため、筆記・口述ともに一回とする。
 - ・ 新たな養成内容による修業生から開始する。
- 試験内容と現場事情や養成内容との相関を強化するため、国と水先人との定期的な意見交換を開始することが適当である。

(2) 新人研修、その他水先人会の安全対策

- 新人研修及び業務制限については、連合会において、各水先人会の状況を十分に把握した上で、各々の比較評価、ノウハウ共有化、研修評価基準の策定と研修生への十分な説明実施等をする仕組みを構築することにより、適確で客観的な研修の実施等を進めることが適当である。
- その他、水先人会が講じる安全対策についても、統一ガイドラインの策定、操船

マニュアルの整備、事故の防止対策・情報開示等について、連合会が中心となり推進することが適当である。

(3)更新講習

3～5年ごとに受講する更新講習については、2度目の内容が1度目と同様であるなど、必要な見直しが行われておらず、不十分な内容等になっている。

このため、講習内容が水先業務遂行上より適切で役立つものとなるよう、連合会と更新講習機関との間で見直しの協議を進めることが適当である。

(4)水先区

- 広域水先区については、その範囲の広域性ゆえに安全面等の懸念が呈されているため、連合会・当該水先人会においては、利用者等とも協議しつつ的確な乗り継ぎルールを設定することが適当である。
- 小規模水先区におけるサービス実施体制の維持を図るため、連合会においては、水先人後継者不足が顕在化することに留意しつつ、確実に派遣支援を実施することが適当である。

終わりに

- 本取りまとめの内容は、既に実施しているもの、各関係者が個別に具体化に向けて取り組むべきもの、各関係者連携の上で取り組むべきものが混在しているが、これまでの議論の趣旨を踏まえつつ、改善に向けての早期の取り組み等が期待される。
- 本取りまとめによる水先人の募集・選考や養成関係の改善事項については、センターにおいて、各関係者と連携・協力の上で継続してフォローするとともに、一定期間経過後（一定の結果が見られた後）は、本取りまとめの実施状況に対する再度のレビューをすることも求められる。
- 本懇談会に参画された各メンバーには幅広い視点から多様な議論を頂いたところであるが、とりわけ、水先人養成に関する全てのシラバス等の作成を精力的に取り組まれた水先人その他の関係者、商船乗船訓練に航海士として乗船できるよう検討頂いた船社関係者については、多大なるご協力を頂いたことを記して結びとする。

平成25年度 IMO 資料翻訳データ

- ・ IMO モデルコース 日本語版作成 (25 年度)
 - ・ モデルコース 1.39 リーダーシップ及びチームワーク
 - ・ モデルコース 2.03 上級消火訓練コース大要 (後半)
 - ・ モデルコース 7.01 船長・一等航海士 (一部)
 - ・ モデルコース 7.02 機関長及び一等機関士
 - ・ モデルコース 7.03 航海当直を担当する職員
 - ・ モデルコース 7.04 機関当直を担当する職員
- ・ IMO 第 44 回訓練当直基準小委員会報告書 仮訳

いずれの文書も、ポータルサイト「マリタイム・フォーラム」に掲載。

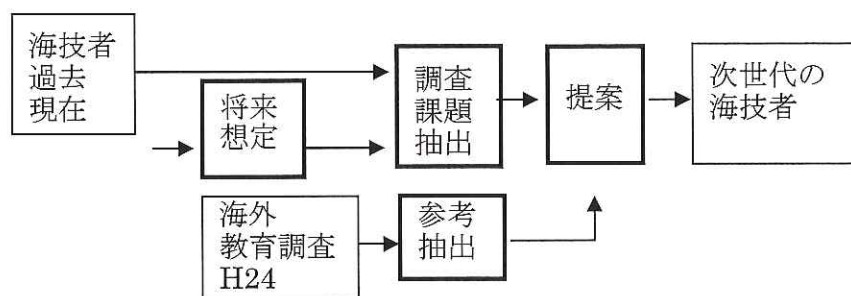
次世代の海技者に求められる技能及び資質の育成に関する調査研究 最終報告書（概要）

目 的

将来の海事産業が発展するために、多くの若者が海事産業の状況と海技職業の魅力・やりがいを理解し、教育機関が将来の海技者に必要な資質・技能をこれからの若者に相応しい方法で教育・訓練し、業界が彼／彼女らのキャリアを発達させる取り組みを提案する。

調査の焦点を定めるため想定した将来の海技者は、社会一般と最近の海事産業界の動向を鑑み、①信頼社会の貢献者、②知識社会のプロフェッショナル、③グローバル人材、マルチ人材であり、その技能及び資質の育成をいかに行うかが課題になるであろうとした。

調査および提案の検討のフローと、本報告書の構成は下図のとおりである



報告書の構成： ← 第Ⅰ章 → ← 第Ⅱ章 →

図1 本調査研究の枠組み（太枠は平成25年度の実施）

調 査

将来の海技に必要な資質・技能の全般的な展望と将来の海技者の職業を想定した海技者像の技能及び資質に関する、海事産業界、海技教育界の実務者を対象に海技者を取りまく環境、海技者の動態、職務、キャリア、教育などの最近の現状と変化などを面談によりヒアリング調査し、将来の課題を抽出することとした。

平成24年度は、船員育成ニーズの国際的な高まりに対する7カ国の海技教育機関14校の取り組みについて調査した。平成25年度は、外航海運7社、内航海運12社、船舶管理3社、海洋事業2社、国交省海技教育4機関、文科省学校3校の計31機関の人材育成について調査した。調査結果、変化してきている資質の若者に対し、基本的能力と拡大する職域への適応力向上に取り組んでいるが、これらの機関の連携や教育の革新の重要性を指摘した。

提 案

全般的には、最近の若者の変化や各界の抱える問題、参考になる取り組みを総合して以下の点を提案した。

- ① 職業適性については、特異な職場に適応力ある有能な人材を確保し職業へのコミットメントを高める基本教育である。
- ② 能力開発については、拡大する職域の能力を開発する基礎学力と学習力強化である。
- ③ 知識については、グローバル化を担う教養教育を含む新しい専門基礎教育への革新と専門応用教育の基本と応用の強化である。
- ④ 技能については、技能を向上させる効果的訓練のための連携と現場教育力の向上である。

各界への提案は以下の項目であり、それぞれに具体的な取り組みを例示した。

- ① 外航海運には、自己実現の職場づくり、視野を拓げる能力開発、変化に適応する学習キャリア開発の多様化である。
- ② 内航海運には、人材確保のための職場づくり、学習力を強める人事、現場教育の情報提供、現場教育力の向上である。
- ③ 海事産業には、適材適所の人材活用、幅広い職域へのチャレンジ、業界の理解を促す知識提供、海で働く基本技能と応用力の向上である。
- ④ 大学教育には、大学のアイデンティティ強化、グローバル時代の教養教育、幅広い専門基礎知識と特化した専門応用知識、実務教育・訓練の特化と分担である。
- ⑤ 高専教育には、自立を促す教育伸びるための教育、柔軟かつ協応的な教科運用、教育と訓練の調整である。
- ⑥ 海技教育機構には、定着促す基本教育、仕事に必要な系統的基礎教育、海技資格試験に効果的な教育、業界と連携した訓練である。
- ⑦ 航海訓練所には、若者の海志向の醸成、海技者の素養を高める実習、専門教育を含む高質な実習訓練、練習船教育の社船への普及である。